

亀岡市公告第87号

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第35条第1項の規定により経営管理実施権配分計画を定めることとしたため、同法第37条第1項の規定により公告する。
なお、当該経営管理実施権配分計画については、次の場所において縦覧に供する。

令和4年8月16日

亀岡市長 桂川孝裕

1 経営管理実施権配分計画の対象森林

No.	地区名	森林面積	森林所有者数	筆数
1	西別院町神地地区	26.9ha	12件	38筆

2 経営管理実施権の設定を受ける林業経営者

住 所	亀岡市下矢田町医王谷25番地の3
氏名又は名称	亀岡市森林組合 代表理事組合長 山脇 安三

3 縦覧場所

- (1) 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課
- (2) 亀岡市ホームページ

4 本公告により、森林所有者及び亀岡市に経営管理受益権が、2の林業経営者に経営管理実施権が設定される。